

## 石垣市クリーンセンター基幹改良工事に係る市民説明会

### ○質疑等について

Q. 現在のクリーンセンターの焼却方式が流動床炉とのことですが、改良工事についても同じでしょうか。

A. 同じ流動床炉方式となります。工事については、流動床炉・ストーカー炉方式が主流であります。同施設の拡張が行えませんが既存建屋に収まらない構造のストーカー炉方式ではなく、流動床炉方式となります。

Q. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が可決され、来年より施行されますが、この法律との兼ね合いはどうなるのでしょうか。

A. 県内の離島のごみ処理について検討会の中では、プラスチック類を焼却することもメリットが大きいとの意見もあります。来年施行される法律について、補助等が確定しておりませんので注視しながら多角的に考えていくことが必要であると考えております。

Q. 廃プラスチック焼却について、SDG s の推進と合わせて市の施策はどう展開するのでしょうか。

A. 焼却することが SDG s に繋がらないということではないと考えております。

全体の CO2 排出量等にもよりますし、最終処分場に埋立てられている廃プラスチックを活用できないかなどを含めて検討しているところです。

環境課において、現在 3R を進めているところであります。3R においてどういふものができるのか併せて検討しているところであります。

・事務局より補足説明

防衛省の予算の件や、協定書について補足させていただきます。誤解していただきたくないのは、プラスチックごみを燃やすための改良工事ではなく、焼却炉等の老朽化により焼却施設の限界が近づいているという中で、改良工事を行うということですのでご理解をいただきたいと思っております。

また、予算について高補助率の事業採択により負担軽減を図り他の事業を行うことができるということでも、ご理解をいただきたいと思っております。

Q. 飛灰ダイオキシンについて、最終的な処分はどうしているのでしょうか。また、基準値以下ではあるが処分地において微量なダイオキシンが積み重なった場合、濃度が高くなるのではないのでしょうか。

A. 石垣市クリーンセンターの飛灰については、不溶化処理を行い固形化したものを最終処分場へ埋立てております。法律上での規制値がグラム当たり 3 ナノグラムであり、石垣市の一般廃棄物最終処分場のような管理型で埋立て処分できる規制値内です。

また、ダイオキシンについては有機物ですので長期的には一部は自然界で分解されるという形となります。

Q. この事業について、一部地域ではなく石垣市全体の問題であり住みよい生活環境を作るための事業と思いますので、予算に関わらず事業の遅れがないよう、一日でも早く完成していただきたい。

A. 議会への説明においても、防衛省予算でもって事業を進めていくとしております。事業に遅れが生じないよう粛々と進めていきたいと考えております。